

相模原市立北市民健康文化センター
改修整備・運営事業
入札説明書

相模原市

令和8年1月16日

《目 次》

第1 入札説明書等の位置づけ	1
第2 事業の概要	2
1. 事業内容に関する事項	2
2. 選定事業者の収入	6
3. 本事業のスケジュール	7
4. 法令等の遵守	7
5. 事業期間終了時の措置	7
第3 選定事業者の募集及び選定に関する事項	8
1. 選定事業者の募集及び選定方法	8
2. 選定委員会	8
第4 応募に関する条件・手続き等	9
1. 選定事業者の募集及び選定の手順	9
2. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	14
3. 提案に関する留意事項	18
4. 予定価格等	20
第5 事業実施に関する事項	21
1. 誠実な業務遂行	21
2. 業務の委託	21
3. 事業期間中の選定事業者と市の関わり	21
4. 本事業の実施状況の監視(モニタリング)	21
5. 維持管理・運營業務実績評価の次期選考への反映	21
第6 契約に関する事項	22
1. 基本協定の締結	22
2. 各契約の締結	22
3. 契約保証金	22
4. 選定事業者の権利義務等に関する制限	22
5. 市と選定事業者の責任分担	22
6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
7. 解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
第7 その他	24
1. 情報公開及び情報提供等	24
2. 議会の議決	24
3. 担当窓口	24
別紙ー1 事業対象地位位置図	25
別紙ー2 本事業の事業スキーム	26
別紙ー3 VE提案実施要領	27
1. 本書の位置づけ	27
2. VE提案の目的	27
3. VE提案の範囲	27
4. VE提案書等の提出	27
5. VE提案の審査	28
6. 企画提案書への反映	28
7. 本事業への反映	28

8.	費用負担.....	28
9.	責任の所在.....	28
10.	VE提案が実施できない場合.....	28
11.	VE提案内容の保護.....	29
12.	問い合わせ先.....	29

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、相模原市（以下「市」という。）が相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、本事業への参加を希望する事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に配布するものである。

入札説明書に合わせ配布する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

市は、入札説明書等の内容を見直し、変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

なお、入札説明書等と実施方針、実施方針に関する質問回答に相違がある場合は、入札説明書等の規定を優先するものとする。

- 別添1 : 要求水準書
- 別添2 : 落札者決定基準書
- 別添3 : 様式集
- 別添4 : サービス対価の算定、支払い及び改定方法
- 別添5 : モニタリング措置要領
- 別添6 : 基本協定書（案）
- 別添7 : 基本契約書（案）
- 別添8 : 設計施工一括契約書（案）
- 別添9 : 指定管理者基本協定書（案）

第2 事業の概要

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業

(2) 事業対象地の概要

以下を事業対象地とする。別紙―1に事業対象地位置図を示す。

相模原市立北市民健康文化センター

所在地：相模原市緑区下九沢2071番1

敷地面積：9,072.88 m²

第1 駐車場

所在地：相模原市緑区橋本台2丁目14番23号

敷地面積：1,820.25 m²

第2 駐車場

所在地：相模原市緑区下九沢2153番3

敷地面積：978 m²

第3 駐車場

所在地：相模原市緑区下九沢2152番2の一部

敷地面積：1,095 m²

(3) 公共施設等の管理者等

相模原市長 本村 賢太郎

(4) 事業目的

北市民健康文化センターは、隣接する北清掃工場(平成3年竣工)からの余熱供給を受けて温水プール等の運営を行っている。施設全体の利用者数は年間20万人を超える一方、プールは屋内施設にもかかわらず、季節によって利用者数に偏りが生じている。

また、貸館機能である会議室や講習室の稼働率が低いことや、現在無料で利用できる大広間や娯楽室、談話室について受益者負担の観点で有料化の検討課題もあることから、諸室の機能変更などの検討が必要となっている。また、既に、施設の開所から20年以上が経過し、屋内プールという性質も相まって水回りや内装等の劣化が進み、設備の更新や修繕等の老朽化対策が必要となっている。

本事業は、財政負担の縮減と施設の機能や運営等においてより効果的かつ質の高い公共サービスの提供を目指し、民間ノウハウを活用するため、設計、改修工事、維持管理、運営業務を包括的に発注するDBO方式により実施するものである。

北市民健康文化センターは、市民の健康を育むことができる場所として、地域スポーツや文化の育成に寄与する施設であり、また幅広い世代がふれあいや交流を行う施設でもある。本事業により、プール等の更なる魅力向上とともに、様々な会議や催事等ができるよう、多目的に諸室が有効活用される施設として整備し、リニューアル後は、地域全体の魅力向上に資する施設として運営することを目的とする。

(5) 事業の対象となる公共施設等の名称及び位置づけ

① 名称

相模原市立北市民健康文化センター

② 施設の位置づけ

市は、上記施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項に定める公の施設として位置づける。

(6) 事業概要

① 施設の構成

相模原市立北市民健康文化センター及び第1駐車場を含む相模原市立北市民健康文化センターの外構等を「本施設」という。

本施設の構成は以下のとおりである。

- a. 相模原市立北市民健康文化センター
- b. 外構等（第1駐車場を含む）

※地下駐車場及び第1駐車場以外に、市が賃貸借契約を結ぶ第2駐車場（約26台）及び第3駐車場（約48台）があるが改修工事は対象外（一部維持管理業務は対象。詳細は要求水準書に記載。）。

※維持管理業務の開始までに、第2駐車場及び第3駐車場が廃止となった場合は第2駐車場及び第3駐車場は事業対象地から除き、本事業の対象外とする。（第2駐車場及び第3駐車場共に継続される場合、または片方のみ廃止となる場合、代替駐車場が設置される可能性もある。その場合は、代替駐車場において第2駐車場及び第3駐車場と同様の総括管理業務及び維持管理業務を実施すること。）

※北清掃工場の建替整備に伴い令和16年度以降、第1駐車場が使用できなくなるため、令和16年4月以降、第1駐車場は事業対象地から除き、本事業の対象外とする。

② 選定事業者の業務範囲

本事業を実施する民間事業者（本書において「選定事業者」という。）は、設計・工事監理・改修工事・総括管理・維持管理・運営業務（以下、これらの業務を総称して「本事業に係る業務」という。）を実施する。

本事業に係る業務の概要は、以下のとおりである。また、市と選定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については「別添1：要求水準書」に示すとおりである。

ア 設計・工事監理・改修工事業務

- a. 設計業務
- b. 工事監理業務
- c. 改修工事業務

イ 総括管理業務

- a. 開館準備業務
- b. 日常管理業務
- c. その他の管理業務

- d. セルフモニタリング（自己監査）の実施

ウ 維持管理業務

- a. 建築物保守管理業務
- b. 設備機器保守管理業務
- c. 水質管理業務
- d. 清掃業務
- e. 警備業務
- f. 備品管理業務
- g. 修繕・更新業務
- h. 外構等の管理業務

エ 運営業務

- a. 利用受付業務
- b. 監視業務
- c. 広報・情報発信業務
- d. 売店の運営、自動販売機の設置等の業務（任意）
- e. 自主事業実施業務（任意）

③ 運営業務における公・民役割分担の考え方

本事業は、公の施設として、公共性・公益性を十分確保した上で民間のノウハウを最大限活かすことを基本とし、以下の事項を基本方針として運営業務を実施する。

- ・ 選定事業者は、入札説明書等によって示される内容に基づき、本事業に関する提案を行い、令和8年12月に締結予定の基本契約で締結された内容で各業務を実施する。
- ・ 各種サービスの企画にあたっては、選定事業者の有する新しい発想、企画力、技術力、情報と併せて市民のニーズを的確に捉えた企画を立案する。
- ・ 選定事業者は、自らが提供するサービスが入札説明書等、提案書、基本契約及び指定管理者基本協定に規定する内容に即しているか、あるいは市民ニーズを的確に反映しているかを常にセルフモニタリングし、選定事業者の有する効率的サービス提供能力を最大限に活かし、質の高いサービス提供を目指す。
- ・ 市は、選定事業者の企画・提供するサービスが入札説明書等、提案書、基本契約及び指定管理者基本協定に規定する内容に即しているか、あるいは市民ニーズを的確に反映しているかを常にモニタリングし、また、市の政策との整合に配慮しつつ選定事業者に対して最大限協力、助言、情報提供を行う。

④ 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から原則以下に示す期間とする。

ア 設計・工事監理・改修工事期間

設計・工事監理・改修工事期間は、契約締結日から令和11年9月30日までとする。

イ 総括管理・維持管理・運営期間

総括管理・維持管理・運営期間は、令和11年10月1日から令和21年3月31日までとする。運営業務期間は、令和12年1月から令和21年3月31日までとする。うち、令和11年10月1日から令和12年1月までに開館準備を行うこと。

ウ 北清掃工場の建替整備

北清掃工場は令和19年度までに建替整備を予定している。建替後も本施設への熱供給を継続する予定であるが、本事業の維持管理・運営期間中に余熱供給ルート等が変更される可能性がある。熱供給ルート等の変更に伴い、本施設の一定期間（1ヶ月程度）休館等の影響が生じる可能性がある。

また、建替整備に伴い令和16年度以降、第1駐車場が使用できなくなるため、令和16年4月以降、第1駐車場は事業対象地から除き、本事業の対象外とする。

(7) 事業方式

本事業における事業方式は、選定事業者が本事業に係る業務を一括して行い、本施設の所有、資金調達に関しては市が行うDBO（Design Build Operate）方式により実施する。

また、選定事業者は、本施設の一部を使用して「売店の運営、自動販売機の設置等の業務」及び「自主事業」を実施することができる（任意提案）。選定事業者が当該事業を実施する場合、市は地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可（目的外使用）により、選定事業者が公共施設等の一部を使用させる。その場合の行政財産使用料の額は、相模原市市有財産条例（昭和39年相模原市条例第34号）に定める使用料とする。

(8) 契約の形態

市は、落札者決定後速やかに、落札者と基本契約、設計施工一括契約及び指定管理者基本協定（以下、これらを総称して「事業契約」という）の締結に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定を締結する。本事業の事業スキームは、別紙—2を参照のこと。

市は、本事業について選定事業者が本事業に係る業務を一括で発注するために、本事業に係る基本契約を仮契約として締結する。

市は、基本契約に基づき、選定事業者のうち、設計業務を担当する者（以下、「設計企業」という。）、工事監理業務を担当する者（以下、「工事監理企業」という。）及び改修工事業務を担当する者（以下、「改修工事企業」という。）で構成される共同企業体と、本事業に係る設計施工一括契約を仮契約として締結する。

なお、設計施工一括契約及び指定管理者の指定については、相模原市議会の議決を得ることを想定している。設計施工一括契約の議決（令和8年12月予定）を条件に基本契約の仮契約及び設計施工一括契約の仮契約を本契約とし、効力を発生させる。指定管理者の指定の議決は、本施設の供用開始までに行うこととする（令和11年3月予定）。

指定管理者の指定の議決後、市は、基本契約に基づき、選定事業者のうち、維持管理業務を担当する者（以下、「維持管理企業」という。）並びに運営業務を担当する者（以下、「運営企業」という。）で構成される共同企業体と指定管理者基本協定を締結する。

2. 選定事業者の収入

(1) 市が払うサービス対価

市は、選定事業者が実施する以下の業務へのサービス対価を選定事業者に支払う。

① 設計・工事監理・改修工事業務

市は、設計・工事監理・改修工事に関する業務に係る対価を、設計施工一括契約に基づき支払う。

② 総括管理業務

市は、総括管理に関する業務に係る対価を、令和 11 年 10 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日にわたって指定管理者基本協定に基づき支払う。

③ 維持管理業務

市は、維持管理に関する業務に係る対価を、令和 11 年 10 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日にわたって指定管理者基本協定に基づき支払う。

④ 運営業務

市は、運営に関する業務に係る対価を、令和 12 年 1 月～令和 21 年 3 月 31 日わたって指定管理者基本協定に基づき支払う。

※サービス対価の支払い方法の詳細については、「別添 4：サービス対価の算定、支払い及び改定方法」で提示する。

(2) 運営業務による収入

① 利用料金収入

本事業では、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用し、施設及び設備の利用料金は指定管理者（選定事業者）の収入とすることを予定している。その場合は、市が本施設に関する設置条例及び施行規則で定める利用料金額を上限として、市の承認を得て指定管理者（選定事業者）が利用料金を定めることを予定している。

② 売店及び自動販売機等の運営に係る収入

本施設の活性化のため、市より行政財産の目的外使用許可を得て設置する売店及び自動販売機の運営で得られる収入は、選定事業者の収入とする。

③ 自主事業の収入

選定事業者の独自提案に基づき実施する自主事業によって得られる収入は、選定事業者の収入とする。

第3 選定事業者の募集及び選定に関する事項

1. 選定事業者の募集及び選定方法

本事業は、総合評価一般競争入札によって選定事業者として事業契約を結ぶ落札者を選定する。

市は、落札者の選定にあたり、学識経験者等の外部委員及び市の職員から構成する相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、最優秀提案を選定する。

審査は、入札説明書等に基づき、本事業への参加を希望する入札参加者から提出される提案書を対象に、提案価格（設計・工事監理・改修工事業務に要する費用及び総括管理・維持管理・運営業務に要する費用）のほか、市が提供を受けるサービスの内容及びその他の事項について総合的に評価する。選定方法の詳細は、「別添2：落札者決定基準書」に示す。

2. 選定委員会

市は、落札者の選定にあたり、公平性及び透明性を確保することを目的に、以下に示す委員で構成する選定委員会を設置している。

選定委員

委員長	朝日 ちさと	(東京都立大学 都市環境学部教授)
委員	霧生 卓	(霧生公認会計士事務所 公認会計士・税理士)
委員	鈴木 勝之	(日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 ディレクター・一級建築士)
委員	原田 尚幸	(和光大学 現代人間学部教授)
委員	萱野 克彦	(相模原市 市民局長)

第4 応募に関する条件・手続き等

1. 選定事業者の募集及び選定の手順

(1) 選定事業者の募集・選定スケジュール

選定事業者の募集及び選定のスケジュールは下記の通りである。

① 入札説明書等の公表	令和8年1月16日
② 入札説明書等に関する直接対話1回目の申込締切	令和8年1月23日
③ 入札説明書等に関する直接対話1回目の実施	令和8年2月3日
④ 入札説明書等に関する質問の締切（第1回）	令和8年2月12日
⑤ 入札説明書等に関する質問の回答（第1回）	令和8年3月6日
⑥ 入札参加申込書・参加資格確認申請書受付締切	令和8年3月13日
⑦ VE提案の受付締切	令和8年4月3日
⑧ 入札説明書等に関する直接対話2回目（VE提案に関すること）の実施	令和8年4月22日
⑨ VE提案の採否結果の通知	令和8年5月15日
⑩ 入札説明書等に関する質問の締切（第2回）	令和8年5月22日
⑪ 入札説明書等に関する質問の回答（第2回）	令和8年6月12日
⑫ 企画提案書受付締切	令和8年7月10日（郵送） 令和8年7月13日（持参）
⑬ 提案に関するヒアリング（プレゼンテーション）	令和8年8月19日 または 8月29日（予定）
⑭ 落札者の選定、公表	令和8年8月（予定）
⑮ 基本協定の締結	令和8年10月（予定）
⑯ 基本契約・設計施工一括契約の仮契約の締結	令和8年10月（予定）
⑰ 議会の議決（設計施工一括契約）	令和8年12月（予定）
⑱ 基本契約・設計施工一括契約の本契約の締結	令和8年12月（予定）
⑲ 議会の議決（指定管理者の指定）	令和11年3月（予定）
⑳ 指定管理者基本協定の締結	令和11年8月まで（予定）

(2) 現地見学の実施

本施設については、民間事業者から希望日を市に連絡し承認を得た上で、現地見学を可能とする。

現地見学を可能とする期間は、令和8年1月16日（金）～5月29日（金）（ただし、土日祝日を除く。）とする。なお、毎月1回の休館日及び令和8年5月に予定する北清掃工場からの蒸気供給停止に伴う休館日は、全館の見学が可能である（ただし、状況によって見学できない箇所もあるため事前に確認すること。休館日は令和8年2月10日、令和8年3月10日。令和8年度の休館日は「第7 3. 担当窓口」に確認すること）。

既存施設の運営に支障のない範囲で、目視に限らない必要な調査等の実施を可とする。調査の実施を希望する場合は「第7 3. 担当窓口」に電子メールにて連絡すること。

現地見学を希望する者は、概ね見学を希望する日時の10日前までに、「第7 3. 担当窓口」に電子メールにて連絡すること。件名は「相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業 現地見学予約（●●）」（●●は提出企業名）とし、本文に「社名」「希望日時」「参加人数」「見学希望箇所」を記載すること。

なお、現地見学中に質問や意見等は受け付けない。

(3) 貸与資料について

要求水準書 添付資料2～5及び添付資料9の原本、その他の貸与資料について、貸し出し又は電子データ（CD-R）の提供を行う。詳細は「別添3：様式集」の様式1-1を参照すること。希望者は、令和8年1月16日（金）以降、「別添3：様式集」の様式1-1に必要事項を記入の上、「第7 3.担当窓口」に電子メールにて提出すること。件名は「相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業 貸与希望申込（●●）」（●●は提出企業名）とする。受付順に貸与を行う。

(4) 選定事業者の募集手続等

① 入札説明書等に関する直接対話1回目の実施

本事業及び募集の趣旨について、入札参加者の理解促進を図るため、直接対話を実施する。

直接対話1回目の日時	令和8年2月3日（火） 直接対話1回目への参加申込者に対して、別途、市から開催時間を通知する。
会場	相模原市役所周辺 会議室
参加申込期限	令和8年1月23日（金） 17時まで
参加申込方法	直接対話1回目 参加申込書（「別添3：様式集」の様式1-2）に必要事項を記入の上、「第7 3. 担当窓口」に電子メールにて提出すること。件名は「相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業 直接対話1回目申込（●●）」（●●は提出企業名）とする。なお、複数企業のグループで参加することを可とする。参加人数は、1グループあたり8名までとする。
留意事項	原則非公開とする。ただし、市が必要と認めた場合、入札説明書等の公表時の資料に反映する場合がある。なお、落札候補者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、落札候補者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

② 入札説明書等に関する質問及び回答（第1回）

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

質問提出締切	令和8年2月12日（木） 17時まで
質問への回答	令和8年3月6日（金） 市のホームページにて公表する。
提出方法	入札説明書等に関する質問書（「別添3：様式集」の様式1-5）に必要事項を記入の上、「第7 3. 担当窓口」に電子メールにて提出。件名は「北市民健康文化センター改修整備・運営事業 質問書●●」（●●は提出企業名）とする。
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

③ 入札参加申込書及び参加資格確認申請書の受付

参加申込書及び参加資格確認申請書を以下のとおり受け付ける。

受付日時	令和8年3月6日（金）～3月13日（金） 9時～12時、13時～17時
提出方法	入札参加申込書及び参加資格確認申請書（「別添3：様式集」の2-2、2-3）、その他資格審査書類（「別添3：様式集」の2-4～様式2-14）に必要事項を記入の上、「第7 3. 担当窓口」に郵送又は持参により提出すること（郵送の場合は、受付日時必着とする。）。なお、市は、提出された参加申込書及び参加資格確認申請書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該書類等の補正若しくは再提出を求めるこ

	とがある。 ※持参にて提出する場合は、提出する日時を提出予定日の前日までに担当窓口で電話で連絡すること。また、郵送にて提出する場合は、郵送した旨を担当窓口で電話で連絡すること。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------

④ 入札参加資格確認の通知

参加資格の確認の結果は、参加資格確認結果通知書により令和8年3月31日(火)までに応募グループの代表企業宛に発送する。

なお、参加資格の確認の結果において参加資格があると認められた者でも、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

⑤ VE提案の受付

入札参加者を対象にVE提案の受付を実施する。VE提案の実施要領は、別紙-3に示す。

ア 受付期限

令和8年4月3日(金) 17時まで

イ 提出場所

「第7 3. 担当窓口」に示す担当課

ウ 提出方法

郵送又は持参により提出すること(郵送の場合は、受付期限必着とする。)。なお、市は、提出されたVE提案書を確認した上で必要があると判断した場合は、当該書類等の補正若しくは再提出を求めることがある。

※入札参加者は、VE提案書を持参にて提出する場合は、提出する日時を提出予定日の前日までに担当窓口で電話で連絡すること。また、郵送にて提出する場合は、郵送した旨を担当窓口で電話で連絡すること。

エ VE提案書様式

提案書は、「別添3：様式集」の様式1-4に従い作成すること。

オ VE提案の採否結果の通知

VE提案の採否結果は、令和8年5月15日(金)までに応募グループの代表企業宛に発送する。

⑥ 入札説明書等に関する直接対話2回目(VE提案に関する事)の実施

VE提案を提出した入札参加者は必ず直接対話2回目に参加すること。

直接対話2回目の日時	令和8年4月22日(水) VE提案提出者に対して、別途、市から開催時間を通知する。
会場	相模原市役所 会議室又は周辺会議室
参加申込期限	令和8年4月3日(金) 17時まで
参加方法	VE提案書の提出と併せて直接対話2回目 参加申込書(「別添3：様式集」の様式1-3)に必要な事項を記入の上、電子メールにて提出すること。参加人数は、1グループあたり8名までとする。

留意事項	原則非公開とする。ただし、市が必要と認めた場合、入札説明書等に反映する場合がある。なお、落札候補者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、落札候補者を選定するための提案内容を拘束するものではない。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑦ 入札説明書等に関する質問及び回答（第2回）

入札参加者を対象に入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

質問提出締切	令和8年5月22日（金） 17時まで
質問への回答	令和8年6月12日（金） 市のホームページにて公表する。
提出方法	入札説明書等に関する質問書（「別添3：様式集」の様式1-6）に必要事項を記入の上、「第7 3. 担当窓口」に電子メールにて提出すること。件名は「北市民健康文化センター改修整備・運営事業 質問書●●」（●●は提出企業名）とする。
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

⑧ 企画提案書の受付

入札参加者は、本事業の企画提案書を以下の要領で提出する。

ア 提出期限

令和8年7月10日（金） 17時まで（郵送）

令和8年7月13日（月） 12時まで（持参）

イ 提出場所

「第7 3. 担当窓口」に示す担当課

ウ 提出方法

郵送又は持参により提出すること（郵送の場合は、提出期限必着とする。）。なお、市は、提出された企画提案書を審査した上で必要があると判断した場合は、当該書類等の補正若しくは再提出を求めることがある。

※入札参加者は、提案書を持参にて提出する場合は、提出する日時を提出予定日の前日までに担当窓口で電話で連絡すること。また、郵送にて提出する場合は、郵送した旨を担当窓口で電話で連絡すること。

エ 企画提案書様式

企画提案書は、「別添3：様式集」の様式3-1～様式8に従い作成すること。

⑨ 開札の実施

市は、提出された入札書（「別添3：様式集」の様式8）について、以下の要領で開札を行う。

オ 開札開始

令和8年7月13日（月） 13時

カ 開札場所

〒252-5277
神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15
相模原市役所 市民協働推進課事務室

キ 開札方法

開札は、本事業に関係しない本市職員を立ち合わせて行う。開札においては、提案価格が予定価格を超えていないことを確認し、提案価格の公表を行わない。

予定価格を超えていないことを確認した企画提案書を提出した者を、提案内容の審査対象とする。提案価格の確認に関する詳細は「別添2：落札者決定基準書」に示す。

入札の回数は、1回とする。

なお、入札参加者の開札への立ち合いは不要とする。

⑩ 提案に関するヒアリング（プレゼンテーション）の実施

落札候補者の選定にあたり、入札参加者に対し、提案の内容に関するヒアリング（プレゼンテーション）を実施する（令和8年8月19日（水）または8月29日（土）に実施予定）。後日、実施日時及び開催場所等詳細を応募グループの代表企業に連絡する。

⑪ 選定結果の通知及び公表

市は、落札者の選定後、選定結果を速やかに応募グループの代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、審査結果については、結果の概要を市のホームページに公表する。

2. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

本事業への入札参加者は、複数の企業で構成されるグループとする。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。なお、入札参加者のうち、応募手続きを行う企業を「代表企業」とし、代表企業以外の企業を「構成企業」という。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業で構成するものとし、市が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、「別添2：落札者決定基準書」に提示するものとする。

- a. 設計企業
- b. 工事監理企業
- c. 改修工事企業
- d. 維持管理企業
- e. 運営企業

なお、設計企業、工事監理企業、改修工事企業、維持管理企業、運営企業のいずれにも当たらない企業が参加する場合は、「その他企業」としてグループに参加することも可とする。なお、「その他企業」として参加する場合は、本事業における役割を明確にすること。

イ 入札参加者は、応募にあたり、代表企業及び構成企業を明らかにし、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の企業が工事監理業務と改修工事業務を実施することはできないものとする。

ウ 入札参加者の変更は原則として認めない。ただし、構成企業については、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、やむを得ない事情が生じた場合は、市の承認を得て変更することができる。なお、改修工事業務完了後、同じグループ内の維持管理企業又は運営企業に代表企業を交替することも可とする。

エ 入札参加者は、他の入札参加者の代表企業及び構成企業になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、参加資格基準日において、次の資格要件を満たすものとする。なお、「第4 2(2)ア b)」に示す資格要件については、開札日の前日までに満たすものとする。

ア 共通事項

- a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- b. 開札日の前日までに相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- c. 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指

名停止期間中でないこと。

- d. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。
- e. 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成 23 年相模原市条例第 31 号。以下「市暴力団排除条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する暴力団、暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- f. 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県暴力団排除条例」という。)第 23 条第 1 項に違反したと認められないこと。
- g. 県暴力団排除条例第 23 条第 2 項に違反したと認められないこと。
- h. 市暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- i. 国、神奈川県、市に収めるべき税金等を滞納している者でないこと。
- j. 本事業について、以下の者(市がアドバイザー業務を委託した者及び当該者が同業務の一部を委託している者)又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

- ・八千代エンジニアリング株式会社(所在地:東京都台東区浅草橋 5-20-8)
- ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(所在地:東京都千代田区大手町 1-1-1)

(注)「資本関係がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有している者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人的関係がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

- k. 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。
- l. 指定管理者の指定を受ける者は、相模原市指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成 17 年相模原市規則第 55 号)第 4 条に規定する者に該当しない者であること。

イ 設計業務、工事監理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 設計業務、工事監理業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。

- b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c. 平成 23 年 1 月以降に履行した 1,000 m²以上（プールサイド、更衣室、共用部等を含むプール用途に係る面積を対象とする）のプールを備える施設的设计実績（新築・改修を問わないが、改修工事的设计実績については以下の（注）に示す内容を含む改修工事を対象とする）があること。なお、设计業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。

（注）设计実績として認める改修工事は、以下を含むものとする。

- ・プール設備（循環ろ過機、薬液装置、凝集剤装置、塩素貯留タンク、水質監視装置、循環ポンプ、ジェットポンプユニット、パブロポンプユニット等）の修繕又は更新を含む改修工事で工事総額 10 億円以上のもの

ウ 改修工事業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 改修工事業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。
- b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- c. 平成 23 年 1 月以降に竣工した「1,000 m²以上（プールサイド、更衣室、共用部等を含むプール用途に係る面積を対象とする）のプールを備える施設」又は「延床面積 3,000 m²以上の公共施設」の施工実績があること（元請としての施工実績に限る。新築・改修を問わないが、改修工事の施工実績については以下の（注）に示す内容を含む改修工事を対象とする）。なお、改修工事業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。

（注）施工実績として認める改修工事は、以下を含むものとする。

<1,000 m²（プールサイド、更衣室、共用部等を含む）以上のプールを備える施設の改修工事>

- ・プール設備（循環ろ過機、薬液装置、凝集剤装置、塩素貯留タンク、水質監視装置、循環ポンプ、ジェットポンプユニット、パブロポンプユニット等）の修繕又は更新を含む改修工事で工事総額 10 億円以上のもの

<3,000 m²以上の公共施設の改修工事>

- ・建築工事・電気工事・機械設備工事を含まない 1 件 10 億円以上のもの

エ 維持管理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 維持管理業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。
- b. 5 レーン以上かつ 25m 以上のプールを備える施設の維持管理業務実績があること。

オ 運営業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 運營業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。
- b. 5レーン以上かつ25m以上のプールを備える施設の運營業務実績があること。

カ 上記イからオの業務に当たらない「その他企業」が参加する場合は、その他の業務を行う企業として参加するものとし、以下の要件を満たしていること。

- a. 担当する業務を実施するにあたり、必要な資格・専門性を有すること。

(3) 参加資格基準日

上記(2)の確認基準日は、参加申込書受付日とする。

(4) 参加資格基準日以降の取扱い

参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加資格基準日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

① 参加資格基準日から落札者決定までの間

当該期間に、入札参加者の代表企業または構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合については、市と協議の上、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

なお、構成企業の除外は、当該構成企業の除外後も入札参加者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

② 落札者決定日から契約締結日までの間

当該期間に、入札参加者の代表企業または構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合については、市は仮契約を締結せず、又は、仮契約の解除を行い、市は、これによる一切の責を負わない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、市は当該除外又は変更後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。

3. 提案に関する留意事項

(1) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(2) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、企画提案書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 使用する言語、通貨単位等

「別添3：様式集」に指定するもの以外は、本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 入札の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 参加資格要件のない者が行った入札
- ② 企画提案書が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 企画提案書記載の金額・氏名、その他入札要件の記載が確認できない入札
- ④ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
- ⑤ 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印の無い入札
- ⑥ 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- ⑦ 不正行為があったと認められる入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の中止等

天変地異等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

(6) 提出書類の取り扱い・著作権等

① 提出書類の変更等の禁止

誤字等を除き、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

② 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、市は、事前に民間事業者と協議した上で、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)等の関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部又は一部を公開又は公表するものとする。例外的に、入札参加者の技術力やノウハウ等公開又は公表することにより入札参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、市の判断で非公開とするものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市は、事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、企画提案書は返却しない。

③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 市からの提示資料の取り扱い

市が本事業の入札手続きにおいて提示する資料は、本事業提案に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、開札日の前日までに、参加辞退届（「別添3：様式集」の様式2-15）を「第7 3. 担当窓口」に示す担当課に郵送または持参にて提出する。

4. 予定価格等

本事業の予定価格は、6,736,730千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、7,410,403千円を超えないこと。入札参加者はこの価格を上限として提案すること。

第5 事業実施に関する事項

1. 誠実な業務遂行

選定事業者は、入札説明書等、市に提出した提案書、基本協定書及び基本契約に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

2. 業務の委託

選定事業者は、市の承諾を得た場合に限り、提案審査書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

3. 事業期間中の選定事業者と市の関わり

市は、代表企業に対して連絡調整を行うが、必要に応じて市と構成企業との間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、市と構成企業との間で直接連絡調整を行った事項については代表企業に報告する。

基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と選定事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

4. 本事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、選定事業者が実施する本事業に係る業務について、定期的に監視を行う（詳細は「別添5：モニタリング措置要領」を参照）。

5. 維持管理・運營業務実績評価の次期選考への反映

本事業終了後の次期指定管理者の選考（令和21年4月1日以降の指定管理者等の募集）を実施するにあたり、本事業の選定事業者（令和21年3月末までの指定管理者）が申請した場合は、本事業における業務履行の評価に応じて、指定管理者選考の評価点に加点又は減点する場合がある。

第6 契約に関する事項

1. 基本協定の締結

市は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。落札者は「別添6：基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならない。

2. 各契約の締結

基本協定締結後、市は、選定事業者との間で、基本契約及び設計施工一括契約を仮契約として締結し、設計施工一括契約にかかる議会の議決を条件として本契約としての効力を生じさせる。

設計施工一括契約にかかる議会の議決後、令和11年3月までに予定する、指定管理者の指定にかかる議会の議決を経て、市は、選定事業者との間で、指定管理者基本協定を締結する。（指定管理者基本協定は令和11年3月に予定する指定管理者の指定の議決後、令和11年8月末日までに提出が必要な事業計画書の提出前に締結することを予定する。）なお、指定管理者の指定の議決の前に、選定事業者は財務状況等の確認のための書類提出を求める。

なお、基本協定書、基本契約書、設計施工一括契約書、指定管理者基本協定書の作成に当たり要する費用は、選定事業者の負担とする。

3. 契約保証金

選定事業者は、事業契約のうち設計施工一括契約の定めに基づき契約保証金を納付するものとする。

4. 選定事業者の権利義務等に関する制限

選定事業者は、事前に市の書面による承諾を得た場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

5. 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と選定事業者の責任分担は、原則として「別添7：基本契約書（案）」、「別添8：設計施工一括契約書（案）」、「別添9：指定管理者基本協定書（案）」に定めるとおりとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、これらの資料に示されていないリスク分担等については、市と選定事業者双方の協議により定めるものとする。

6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。

なお、本事業は地方債の活用を予定している。

(3) その他の支援に関する事項

市は、選定事業者が本事業実施に必要なとなる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

7. 解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

入札説明書等又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

第7 その他

1. 情報公開及び情報提供等

入札説明書等に定めるほか、選定に際し必要な事項が生じた場合は、市ホームページに掲載する。
また、本事業に関する情報公開請求があった場合は、相模原市情報公開条例に基づき提出書類を開示することがある。

2. 議会の議決

本事業に関する予算措置として市は債務負担行為の設定を行う。また、設計施工一括契約及び指定管理者の指定に関する議会議決を予定している。

3. 担当窓口

相模原市 市民局 市民協働推進課 協働・大学連携班
電話：042-769-9225
FAX：042-754-7990
メールアドレス：shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

別紙-1 事業対象地位置図

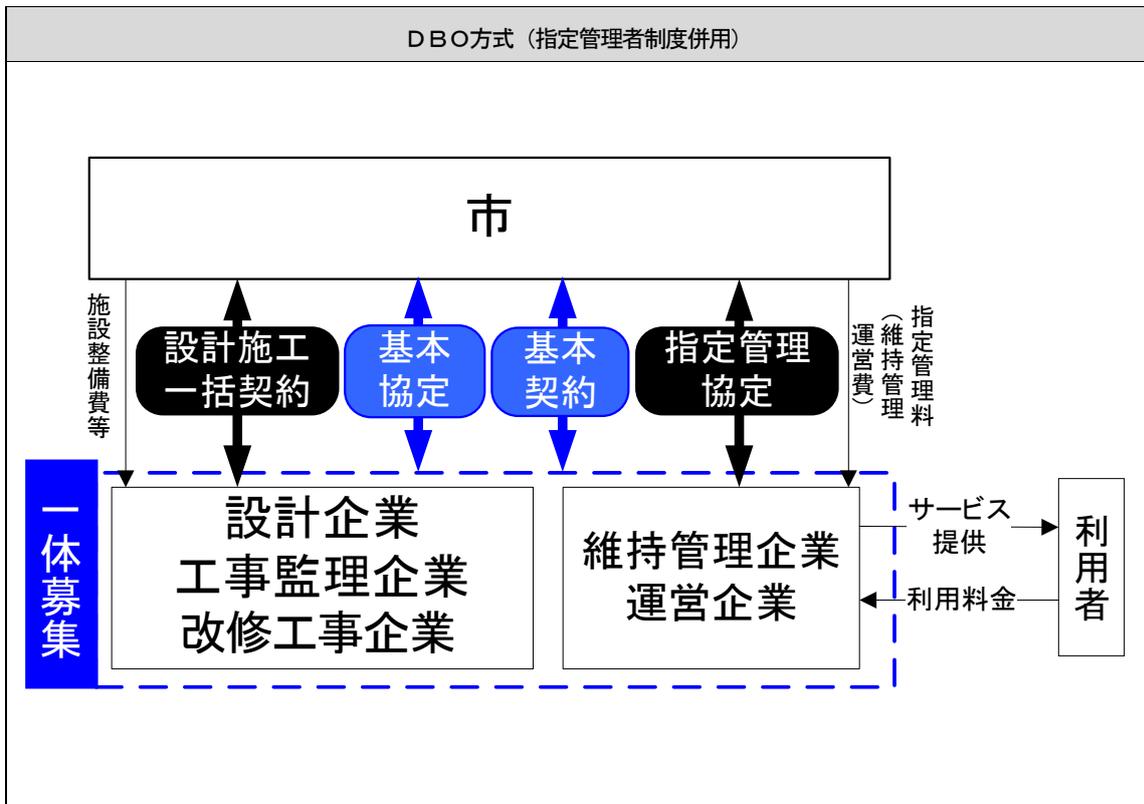


地図出典：(C)NTT 空間情報株式会社 DigitalGlobeInc.

※事業対象地の概ねの位置を赤枠及び黄枠で示す。

※本施設の概ねの位置を赤枠で示す。

別紙-2 本事業の事業スキーム



- ※基本協定とは、事業契約締結に向けた市と選定事業者の双方の協力義務等を定めるものをいう。
- ※基本契約とは、市と選定事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とし、役割分担、設計施工一括契約及び指定管理者基本協定の締結に関する事項等を定めるものをいう。
- ※「設計企業」、「工事監理企業」及び「改修工事企業」は共同企業体を組成し、市は当該共同企業体と、設計施工一括契約を締結する。
- ※「維持管理企業」及び「運営企業」は共同企業体を組成し、市は、当該共同企業体と指定管理者基本協定を締結する。ただし、維持管理企業及び運営企業を1社が兼ねる場合は、当該1社と指定管理者基本協定を締結する。また、「その他企業」が総括管理業務を実施する場合は、共同企業体を含むものとする。
- ※基本契約及び設計施工一括契約は仮契約として締結し、設計施工一括契約にかかる議会の議決を条件として本契約としての効力を生じさせる。
- ※設計施工一括契約にかかる議会の議決後、指定管理者の指定にかかる議会の議決を経て、指定管理者基本協定を締結する。

※下記、5者及び「その他企業」を総称して「選定事業者」という。

- ① 設計企業
- ② 工事監理企業
- ③ 改修工事企業
- ④ 維持管理企業
- ⑤ 運営企業

別紙－3 VE提案実施要領

1. 本書の位置づけ

本VE提案実施要領は、市が本事業の実施において、最優秀提案者の選定を行うに当たり、入札参加者が企画提案書の提出に先立ち行うVE提案に関し、目的、提案範囲や審査等の事項を定めるものである。

なお、VE提案は、入札参加者の権利であり、VE提案書の提出の有無及びVE提案の採否について入札参加要件として扱うことはしない。

2. VE提案の目的

VE提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものであること。

(1) 工事費等の縮減

イニシャルコスト及びランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られること。

(2) 工期の短縮

本施設の早期供用開始を実現するための工程管理及び施工計画の最適化が図られること。

(3) 品質・性能の向上

更なる品質・性能の向上が図られること。

3. VE提案の範囲

VE提案の範囲は以下の通りとする。

(1) 原則

提案による建物の品質・性能（安全性、機能性、快適性、環境保全性、経済性等）が、本件入札において市が公表した入札説明書等に関する質問への回答書（当該回答書のうち、要求水準書に関するものに限る。以下、これらと要求水準書を総称して「要求水準書等」という。）に示された建物の品質・性能と同等以上であると市が判断する場合に限り、要求水準を満たす範囲で要求水準書等に示された建物の品質・性能を変更する提案を認めることとする。

(2) 変更を認めない提案

① 入札説明書に示す工期が延びるもの。

② 以下に示す性能を変更するもの。

a. 要求水準書「第1-8 (3)本施設の各機能概要」において必須とされている諸室機能を設けないもの

b. 要求水準書「第1-8 (5)本施設のコンセプト」から逸脱したもの

③ 周辺地域、工事中の安全性が低下すると考えられるものや、工事中の騒音、振動などが増加すると考えられるもの。

④ 環境負荷が増大すると考えられるもの。

4. VE提案書等の提出

VE提案を行おうとする入札参加者は、VE提案書（別添3：様式集」の様式1-4）について、入札説明書等に従い提出することとする。

5. VE提案の審査

(1) 採否の審査

入札参加者から提出されたVE提案書等について、入札説明書等に関する直接対話2回目を実施のうえ、市は採否を決定することとする。VE提案の審査にあたり、入札参加者から提出されたVE提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める。

(2) 審査結果の通知

VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、公表することがある。なお、VE提案審査結果に対する質疑は受け付けない。

6. 企画提案書への反映

VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該VE提案を反映した企画提案書を提出するものとする。なお、VE提案概要（「別添3：様式集」の様式6-4）に必要事項を記入すること。

VE提案が採用されなかった場合及びVE提案を行わなかった入札参加者は、市が提示した要求水準書等により作成した企画提案書を提出するものとする。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべきであった内容を、企画提案書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。企画提案書の提出時に、これらの提案がなされた場合、市は一切評価しない。この場合、提案価格の変更は認めないので、入札参加者は十分注意すること。

7. 本事業への反映

選定事業者は、企画提案書に反映したVE提案を設計施工一括契約締結後、本事業に反映するものとする。また、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きも選定事業者が行うものとする。

8. 費用負担

VE提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。また、本事業の実施にあたり、VE提案により必要となる許認可及び各種申請等が必要となる場合、行政手続きに要する費用は、提案価格に含めるものとする。

9. 責任の所在

VE提案内容、VE提案内容を反映した設計内容及びその影響が及ぶ部分についての責任は選定事業者が負担する。市が当該VE提案の採用を認めることをもって、選定事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。

10. VE提案が実施できない場合

選定事業者が入札時に企画提案書に反映した提案は、全て契約内容となることから、必ず実施すること。設計施工一括契約締結後、企画提案書に反映されたVE提案が実施不可能となった場合の定めについては、設計施工一括契約書及び入札説明書等によることとする。

11. VE提案内容の保護

VE提案の内容については、その採否に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護することとする。

- (1) VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知し、VE提案審査結果通知書は選定事業者が決定するまで非公開とする。
- (2) VE提案の審査結果に係わらず、そのVE提案が一般的に使用されている状態であると市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、市は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (3) 受注者の企画提案書に反映されたVE提案は、本事業に関し、市が無償で使用できるものとする。

12. 問い合わせ先

入札説明書「第7 3. 担当窓口」に同じ。